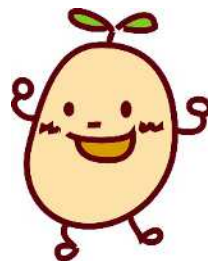


予防接種の再接種助成について

岡崎市・幸田町において、
下記の対象者の再接種を助成します。



©岡崎市 まめ吉



助成対象者

骨髄移植手術その他の理由により、予防接種法に基づき接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度その予防接種を受ける 20 歳未満のかた。

定期予防接種の種類ごとに 1 回限りの助成です。予防接種の種類により年齢制限があるものもあります。（※1 裏面）

助成を受ける方法

- ① 事前に下記担当へ相談、申請書兼理由書を取り寄せ、医師から証明を受けます。
（※2 裏面）
- ② 市町へ必要書類を提出し、接種希望医療機関への依頼書を受け取ります。
- ③ 医療機関へ予防接種の予約、受診時に依頼書を提出し、予防接種を受けます。
- ④ 予防接種後、全額保護者で支払い、予診票の写しと予防接種名が明記された領収書を受け取ります。
- ⑤ 予防接種を受けた日の翌月末までに必要書類を市町へ提出します。
（※3 裏面）
- ⑥ 保護者の指定する金融機関に予防接種費用が振り込まれます。

★市町のホームページにも情報を掲載しています★

《問い合わせ先》

【岡崎市民のかた】 岡崎市保健所感染症予防課予防接種係
電話 0564-23-6714 FAX 0564-23-6621

【幸田町民のかた】 幸田町保健センター
電話 0564-62-8158 FAX 0564-62-8217

※1 予防接種の種類により、年齢制限のあるもの

ワクチン	B C G	小児用肺炎球菌 ^{*1}	ヒブ ^{*1}	五種混合	その他 ^{*2}
年齢	4 歳未満	6 歳未満	10 歳未満	15 歳未満	20 歳未満

* 1 接種開始時年齢（月齢）により接種回数が変わる定期予防接種のため、
再接種開始時年齢時点で接種できる回数分を接種することになります。

* 2 ロタウイルス感染症、RS ウイルス感染症は対象外。

※2 申請書兼理由書の取り寄せについて

各市町の窓口にお越しいただくか、電話でご連絡ください。
治療状況と今後の予防接種スケジュールをお尋ねします。
郵便での取り寄せは1週間程度かかります。余裕をもってご相談ください。

必要書類

- ・ 特別の理由による任意予防接種申請書兼理由書(申請書兼理由書)
- ・ 母子健康手帳の写し

※3 予防接種を受けた日の翌月末までに提出する必要書類

期日を経過すると助成金が受けられませんのでご注意ください。

必要書類

- ・ 特別の理由による任意予防接種費交付申請書
- ・ 受けた予防接種が明記された領収書
- ・ 予診票の写し